

# 令和5年度第3期新型コロナウイルス感染症院内感染発生

## 医療機関支援事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）等に基づき新型コロナウイルス感染症患者（以下「患者等」という。）を受け入れている医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症に係る院内感染が発生した医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、当該補助金については、法令及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (対象期間)

第2条 この補助金の対象期間は令和5年10月1日から令和6年3月31日とする。

### (交付の対象)

第3条 新型コロナ患者の入院受入実績がある医療機関であって、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力していること。

2 対象となる病床及び要件については、別紙記載のとおりとする。

3 空床日数は、第2条に定める期間内において、前項の対象病床のうち、患者等が入院していた期間を除いた期間の日数の合計とする。

### (交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、第3条第3項に定める空床日数に、当該病床の区分に応じて、別紙に掲げる病床確保料単価を乗じた額の合計額に、補助率10/10を乗じて得た額とする。

### (交付申請及び実績報告)

第5条 医療機関は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

ア 補助金所要額調書（様式第2号）

イ 入院患者名簿（様式第3号）

ウ 院内感染の発生要件確認書（様式第4号）

エ 対象病床の配置等が確認できる図面（様式任意）

オ その他参考となる書類

2 前項の書類は、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付決定及び額の確定の通知)

第6条 知事は、第5条の申請を受けたときは、これを審査のうえ補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定兼額の確定通知書（様式第5号）により当該医療機関に通知するものとする。

- 2 知事は前項の決定にあたって必要があると認めるときは、経理状況その他の事項について当該医療機関に係る書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 交付決定後、事業の内容を変更しようとする場合には、事業内容変更承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
  - (2) 交付決定後、事業を廃止し、申請を取り下げようとする場合には知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 県補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

#### (補助金等の返還)

- 第7条 知事は、規則第16条の規定により、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定等に該当する場合は、規則第17条の規定により、補助金等の返還を命ずることができる。
  - 3 知事は、前項の規定等により、補助金等の返還が発生する場合において、規則第18条の規定により、加算金及び延滞金の納付を命ずることができる。

#### 付 則

この要項は、令和6年1月23日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

## 別紙

### 1. 補助対象となる病床

- (1) 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床とする必要がある病床
- (2) 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざる得ない病床（補助上限は(1)の病床1床に対して1床（ただし、(1)がICU/HCU病床の場合2床）とし、(1)に陽性患者が入院中から算定可能とする。）

### 2. 補助対象となる期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間について、院内感染が発生した日から、最後の陽性者がコロナ療養解除となった日（上限）までの期間とする。

### 3. 補助単価

（単位：円/床・日）

	病床の種別	特定機能病院等（注1）	その他の一般病院
1	ICU内の病床	174,000	121,000
2	HCU内の病床	85,000	85,000
3	1、2以外の病床で（注2）の要件を満たす病床	30,000	29,000
4	1～3以外の病床（療養病床を含む）	16,000	16,000

（注1）特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

（注2）「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、中等症・重症患者、特別な配慮が必要な患者（

1）及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者（2）を受け入れる病床。

（1）妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有す患者、外国人等

（2）呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症への悪化が懸念される緊急性が高い患者等